

# GS 日本フォーカス・グロース

毎月決算コース／年2回決算コース  
追加型投信／国内／株式

## 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2026.9.16



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

NISA

成長投資枠対象商品

(年2回決算コース)

※販売会社により取扱いが異なる場合があります。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

**ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第325号

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

**みずほ信託銀行株式会社**

■照会先

ホームページ  
アドレス

[www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

電話番号

03-4587-6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

本書は、以下の異なるファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」から構成されております。

GS 日本フォーカス・グロース 毎月決算コース

GS 日本フォーカス・グロース 年2回決算コース

この冊子の前半部分は毎月決算コースの「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は年2回決算コースの「投資信託説明書(交付目論見書)」です。

投資信託説明書  
(交付目論見書)

使用開始日 2026.9.16

## 毎月決算コース

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                  |          |        |           |
|---------|--------|-------------------|-----------------------|----------|--------|-----------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                | 決算頻度     | 投資対象地域 | 投資形態      |
| 追加型     | 国内     | 株式                | その他資産<br>(投資信託証券(株式)) | 年12回(毎月) | 日本     | ファミリーファンド |

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGS 日本フォーカス・グロース 毎月決算コース(以下「本ファンド」または「毎月決算コース」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年9月15日に関東財務局長に提出しており、2026年9月16日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは約款の内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号  
設立年月日: 1996年2月6日/資本金: 4億9,000万円(2026年9月15日現在)  
運用する証券投資信託財産の合計純資産総額: 8兆2,601億円(2026年6月末現在)  
グループ資産残高(グローバル): 3兆3,547億米ドル(2025年12月末現在)

■照会先 ホームページ アドレス [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp) 電話番号 03-4587-6000

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

みずほ信託銀行株式会社

受付時間:  
営業日の午前9時から午後5時まで

## ファンドの目的

主として、日本の上場株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

### ファンドのポイント

- ① 長期にわたり持続的な成長が期待できる日本の上場株式に投資します。
- ② 個別企業の分析を重視したボトムアップ手法により銘柄選択を行います。
- ③ 確信度の高い25～40銘柄程度\*に厳選してポートフォリオを構築します。

\*ただし、市場環境やその他の要因により今後変更する可能性があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよび日本長期成長株集中投資マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(投資顧問会社。以下、「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、日本株式等の売買執行等を行います。文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

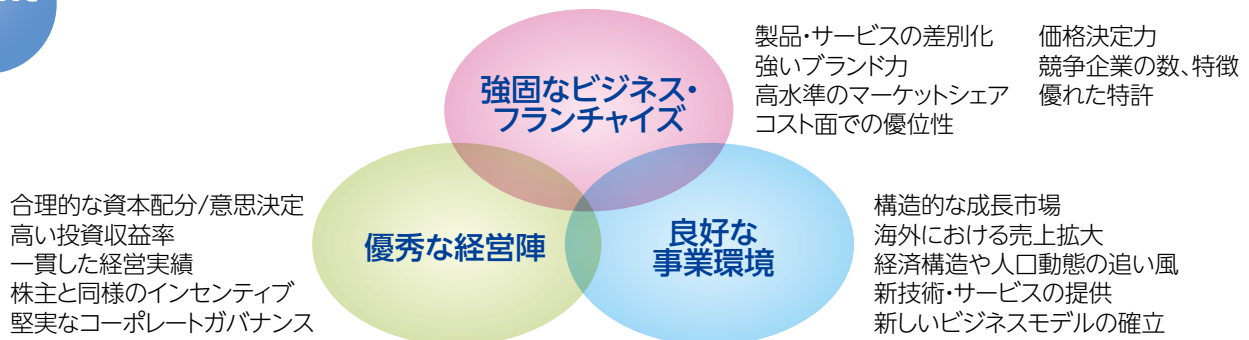
## ファンドの運用哲学および戦略

景気変動の影響を受けにくく、持続的な成長が期待できる企業に厳選投資することでリターンを追求します。

### 持続的な成長企業の選別ポイント

#### Point 1

#### 景気変動の影響を受けにくく、独自の成長要因を持つ企業



#### Point 2

#### 株主資本利益率(ROE)が高水準で推移する、あるいは上昇すると見込まれる企業

ROE=税引後純利益÷自己資本

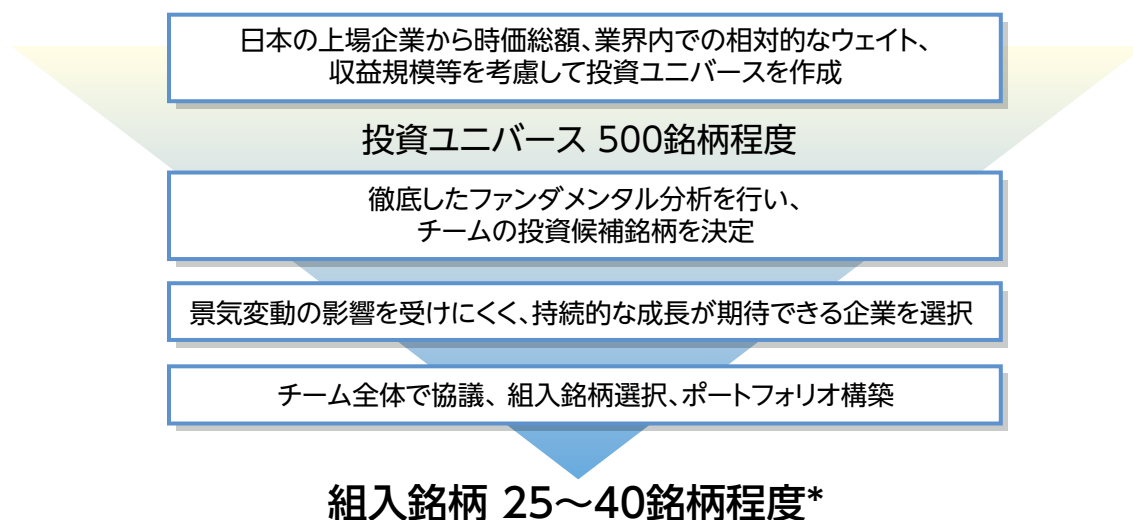
企業の自己資本(株主資本)に対する当期純利益(税引後純利益)の割合であり、投下した資本に対し、企業がどれだけの純利益を上げられるのかを示すものです。

上記は銘柄選択の基準を例示したものであり、実際に組入れられる銘柄が必ずしも上記すべての基準に当てはまるわけではありません。また、かかる基準は今後変更される場合があります。上記がその目的を達成できる保証はありません。

### 投資プロセス

本ファンドはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの日本株式運用チームが運用を行います。

日本株式運用チームは、500銘柄程度の投資ユニバースから、ボトムアップ手法により確信度の高い25～40銘柄程度\*まで組入銘柄を厳選します。

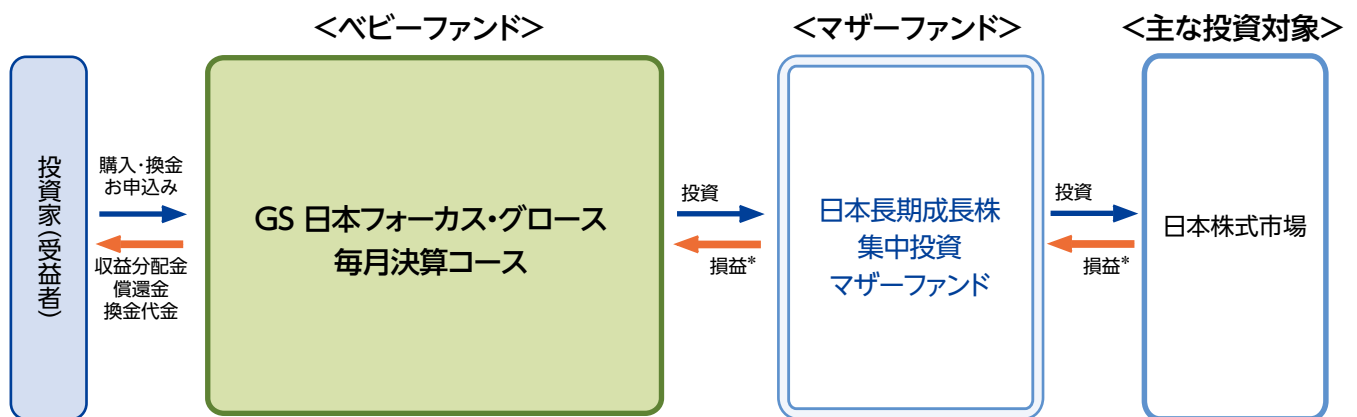


\* ただし、市場環境やその他の要因により今後変更する可能性があります。

上記がその目的を達成できる保証はありません。また、上記は変更される場合があります。

## ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



\* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

## ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時(毎月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準や市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

毎月決算コースについては、毎決算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配をめざします。

| 毎決算期末の前営業日の基準価額    | 分配金額(1万口当たり、税引前)   |
|--------------------|--------------------|
| 11,000円未満          | 基準価額水準等を勘案して決定します。 |
| 11,000円以上12,000円未満 | 200円               |
| 12,000円以上13,000円未満 | 300円               |
| 13,000円以上14,000円未満 | 400円               |
| 14,000円以上          | 500円               |

- ※毎月決算コースは、毎決算期末の前営業日の基準価額の水準に応じて上記表に基づく分配金額を支払うことを原則としますが、その金額は変動するものであり、基準価額の水準によっては分配金が支払われないこともあります。
- ※特に決算期末にかけて基準価額が急激に変動した場合など基準価額水準や市場動向等によっては、委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。
- ※上記表に記載された基準価額および分配金額は、将来の運用の成果を保証または示唆するものではなく、特に日本株式の下落局面では、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を大きく下回る場合があります。
- ※投資家のファンドの購入価額によっては、基準価額が1万円を超えて支払われた分配金であっても、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ※収益分配金の支払いのために、現金化またはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引コスト等が発生する場合や資金動向等によっては現金の保有比率が高まる場合があることにご留意ください。

## 収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



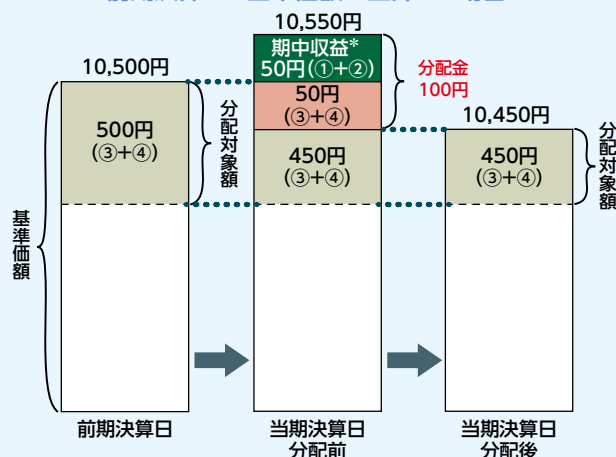
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

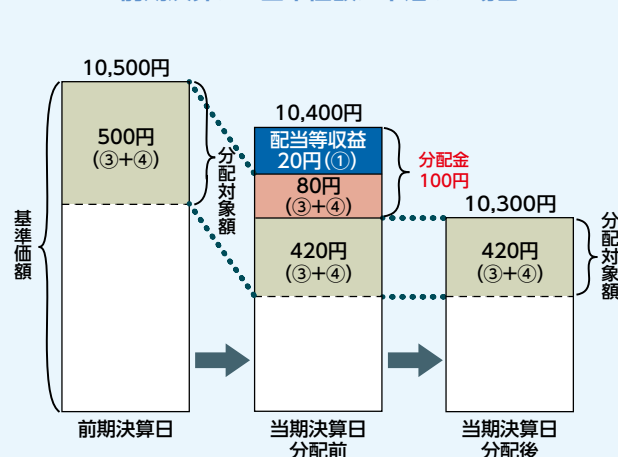
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

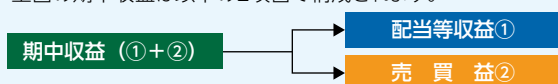
#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合



\*上図の期中収益は以下の2項目で構成されます。

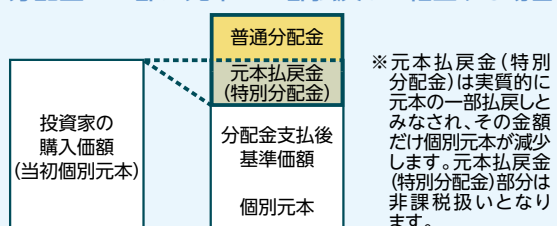


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

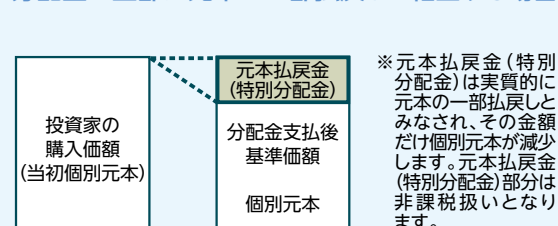
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

## 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

### 主な変動要因



#### 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。



#### 集中投資リスク

本ファンドは、少数の銘柄に集中して投資を行いますので、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きいと考えられます。本ファンドの基準価額は、日本の株式市場全体の動きにかかわらずより大きく変動する可能性や、市場全体の動きとは異なる動きをする可能性があります。また、解約資金手当て等のために、本ファンドが投資する特定の銘柄を大量に売却しなければならなくなった場合に、市場動向や取引量の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。また、換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。

## その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

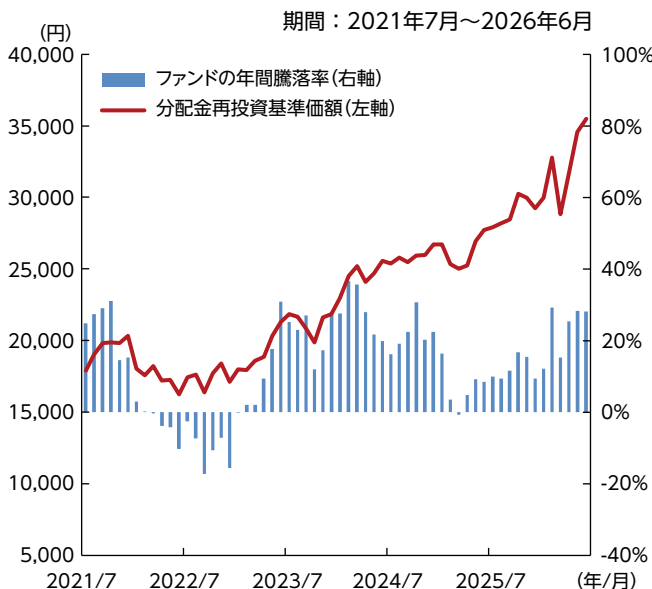
リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

## 参考情報

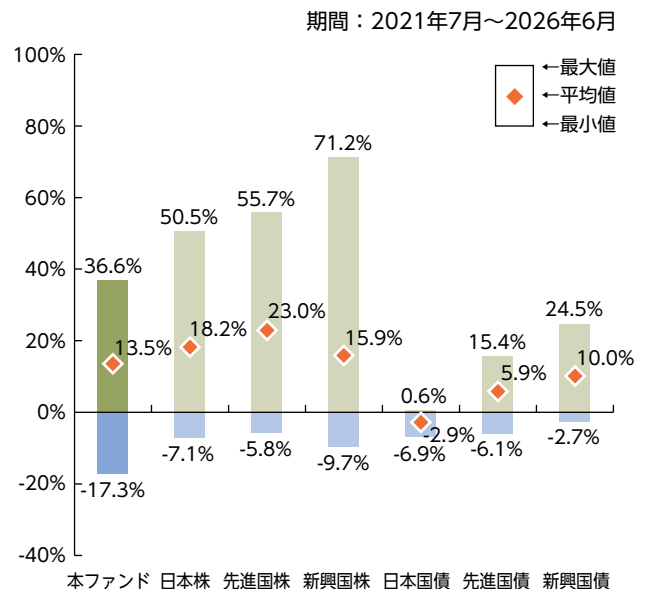
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### 本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

### 本ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

#### ● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

□東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます)は、MSCIの情報について一切の保証(独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます)およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

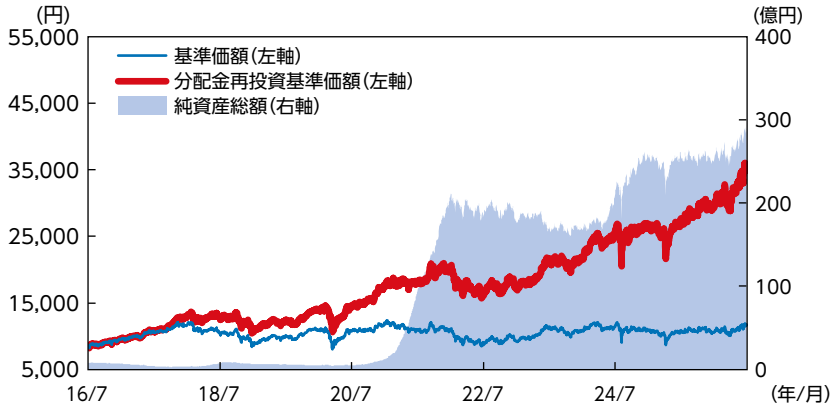
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2026年6月30日現在

## 基準価額・純資産の推移

2016年7月1日～2026年6月30日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

## 基準価額・純資産総額

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 11,715円 |
| 純資産総額 | 288.3億円 |

## 期間別騰落率(分配金再投資)

| 期間  | ファンド   |
|-----|--------|
| 1ヵ月 | 2.8%   |
| 3ヵ月 | 23.1%  |
| 6ヵ月 | 21.5%  |
| 1年  | 28.2%  |
| 3年  | 66.6%  |
| 5年  | 95.8%  |
| 設定来 | 255.2% |

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

| 決算日 | 25/<br>7/15 | 25/<br>8/15 | 25/<br>9/16 | 25/<br>10/15 | 25/<br>11/17 | 25/<br>12/15 | 26/<br>1/15 | 26/<br>2/16 | 26/<br>3/16 | 26/<br>4/15 | 26/<br>5/15 | 26/<br>6/15 | 直近1年累計 | 設定来累計   |
|-----|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|---------|
| 分配金 | 100円        | 200円        | 150円        | 150円         | 200円         | 150円         | 200円        | 200円        | 5円          | 200円        | 200円        | 200円        | 1,955円 | 12,390円 |

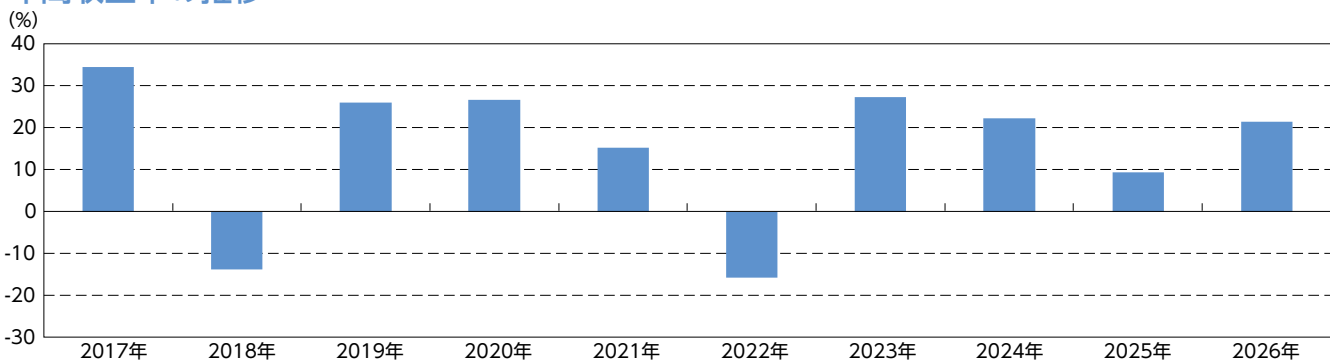
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

### 組入上位銘柄

|    | 銘柄名               | 業種    | 比率   |
|----|-------------------|-------|------|
| 1  | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業   | 5.7% |
| 2  | みずほフィナンシャルグループ    | 銀行業   | 5.5% |
| 3  | キーエンス             | 電気機器  | 5.3% |
| 4  | ダイフク              | 機械    | 5.0% |
| 5  | SCREENホールディングス    | 電気機器  | 4.6% |
| 6  | アシックス             | その他製品 | 4.1% |
| 7  | テルモ               | 精密機器  | 4.0% |
| 8  | HOYA              | 精密機器  | 3.9% |
| 9  | イビデン              | 電気機器  | 3.9% |
| 10 | 良品計画              | 小売業   | 3.9% |

## 年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 本ファンドにベンチマークはありません。
- 2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

## お申込みメモ

|                                                                                              |                    |                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <br>購入時     | 購 入 単 位            | 販売会社によって異なります。                                                                                      |
|                                                                                              | 購 入 価 額            | 購入申込日の基準価額                                                                                          |
|                                                                                              | 購 入 代 金            | 販売会社が指定する日までにお支払いください。                                                                              |
| <br>換金時     | 換 金 単 位            | 販売会社によって異なります。                                                                                      |
|                                                                                              | 換 金 価 額            | 換金申込日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。<br>※信託財産留保額については、次頁をご覧ください。                                          |
|                                                                                              | 換 金 代 金            | 原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。                                                     |
| <br>申込について | 申 込 締 切 時 間        | 毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。<br>※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。 |
|                                                                                              | 購入の申込期間            | 2026年9月16日から2027年3月15日まで<br>(申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)                               |
|                                                                                              | 換 金 制 限            | 本ファンドの資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり1億円以上の大口の換金は制限を設けることがあります。                                               |
|                                                                                              | 購入・換金申込受付の中止および取消  | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。        |
| <br>その他   | 信 託 期 間            | 原則として無期限(設定日：2015年6月17日)                                                                            |
|                                                                                              | 繰 上 償 還            | 受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には繰上償還となる場合があります。                                                           |
|                                                                                              | 決 算 日              | 毎月15日(ただし休業日の場合は翌営業日。)                                                                              |
|                                                                                              | 収 益 分 配            | 毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。<br>※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。     |
|                                                                                              | 信託金の限度額            | 1,000億円を上限とします。                                                                                     |
|                                                                                              | 公 告                | 公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。                                                                               |
|                                                                                              | 運 用 報 告 書          | 年2回(6月および12月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。                    |
|                                                                                              | ス イ ッ チ ン グ        | スイッチング(乗換え)につきましては、販売会社にお問い合わせください。<br>※スイッチングの際には換金(解約)されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。       |
|                                                                                              | 課 税 関 係<br>(個人の場合) | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象ではありません。<br>配当控除が適用されます。                         |

## ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|     |         |                                                                                                                                                                                              |             |
|-----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 購入時 | 購入時手数料  | <p>購入申込日の基準価額に、<b>4.4% (税抜4%) を上限</b>として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。</p> <p>(くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)</p> <p>購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。</p> |             |
| 換金時 | 信託財産留保額 | <p>換金申込日の基準価額に対して</p> <p>信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。</p>                                                        | <b>0.1%</b> |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|     |                                          |                                                                                                         |                                                    |                       |
|-----|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------|
| 毎 日 | 運用管理費用<br>(信託報酬)                         | 純資産総額に対して                                                                                               |                                                    | 年率1.683%(税抜1.53%)     |
|     | 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 | 内訳                                                                                                      |                                                    |                       |
|     | 支払先の配分および役務の内容                           | 委託会社                                                                                                    | ファンドの運用<br>受託会社への指図<br>基準価額の算出<br>目論見書・運用報告書等の作成 等 | 年率0.825%<br>(税抜0.75%) |
|     |                                          | 販売会社                                                                                                    | 購入後の情報提供<br>運用報告書等各種書類の送付<br>分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等  | 年率0.825%<br>(税抜0.75%) |
|     |                                          | 受託会社                                                                                                    | ファンドの財産の管理<br>委託会社からの指図の実行 等                       | 年率0.033%<br>(税抜0.03%) |
|     |                                          | ※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。                                       |                                                    |                       |
|     | 信託事務の諸費用                                 | 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。 |                                                    |                       |
| 随 時 | その他の費用・手数料                               | 有価証券売買時の売買委託手数料等<br>上記その他の費用・手数料はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。   |                                                    |                       |

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期               | 項 目           | 税 金       |                                      |
|-------------------|---------------|-----------|--------------------------------------|
| 分配時               | 所得税および<br>地方税 | 配当所得として課税 | 普通分配金に対して20.315%                     |
| 換金(解約)時および<br>償還時 | 所得税および<br>地方税 | 譲渡所得として課税 | 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)<br>に対して20.315% |

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2026年9月15日現在のものです。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.68%     | 1.67%      | 0.01%     |

- 対象期間は2025年12月16日～2026年6月15日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

投資信託説明書  
(交付目論見書)

使用開始日 2026.9.16

NISA

成長投資枠対象商品

※販売会社により取扱いが異なる場合があります。

## 年2回決算コース

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                  |      |        |           |
|---------|--------|-------------------|-----------------------|------|--------|-----------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態      |
| 追加型     | 国内     | 株式                | その他資産<br>(投資信託証券(株式)) | 年2回  | 日本     | ファミリーファンド |

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGS 日本フォーカス・グロース 年2回決算コース(以下「本ファンド」または「年2回決算コース」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年9月15日に関東財務局長に提出しており、2026年9月16日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは約款の内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号  
設立年月日: 1996年2月6日/資本金: 4億9,000万円(2026年9月15日現在)  
運用する証券投資信託財産の合計純資産総額: 8兆2,601億円(2026年6月末現在)  
グループ資産残高(グローバル): 3兆3,547億米ドル(2025年12月末現在)

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

みずほ信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ アドレス [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp) 電話番号 03-4587-6000受付時間:  
営業日の午前9時から午後5時まで

## ファンドの目的

主として、日本の上場株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

### ファンドのポイント

- ① 長期にわたり持続的な成長が期待できる日本の上場株式に投資します。
- ② 個別企業の分析を重視したボトムアップ手法により銘柄選択を行います。
- ③ 確信度の高い25～40銘柄程度\*に厳選してポートフォリオを構築します。

\*ただし、市場環境やその他の要因により今後変更する可能性があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよび日本長期成長株集中投資マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(投資顧問会社。以下、「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、日本株式等の売買執行等を行います。文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

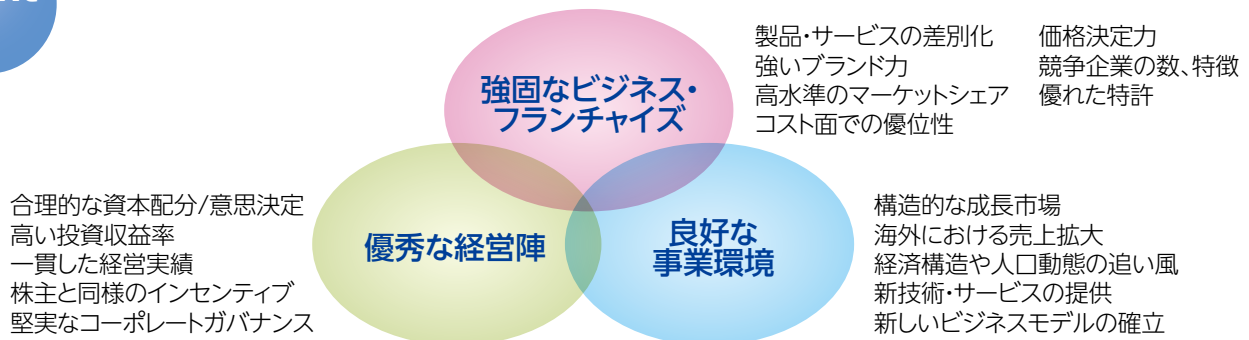
## ファンドの運用哲学および戦略

景気変動の影響を受けにくく、持続的な成長が期待できる企業に厳選投資することでリターンを追求します。

### 持続的な成長企業の選別ポイント

#### Point 1

#### 景気変動の影響を受けにくく、独自の成長要因を持つ企業



#### Point 2

#### 株主資本利益率(ROE)が高水準で推移する、あるいは上昇すると見込まれる企業

$ROE = \text{税引後純利益} \div \text{自己資本}$

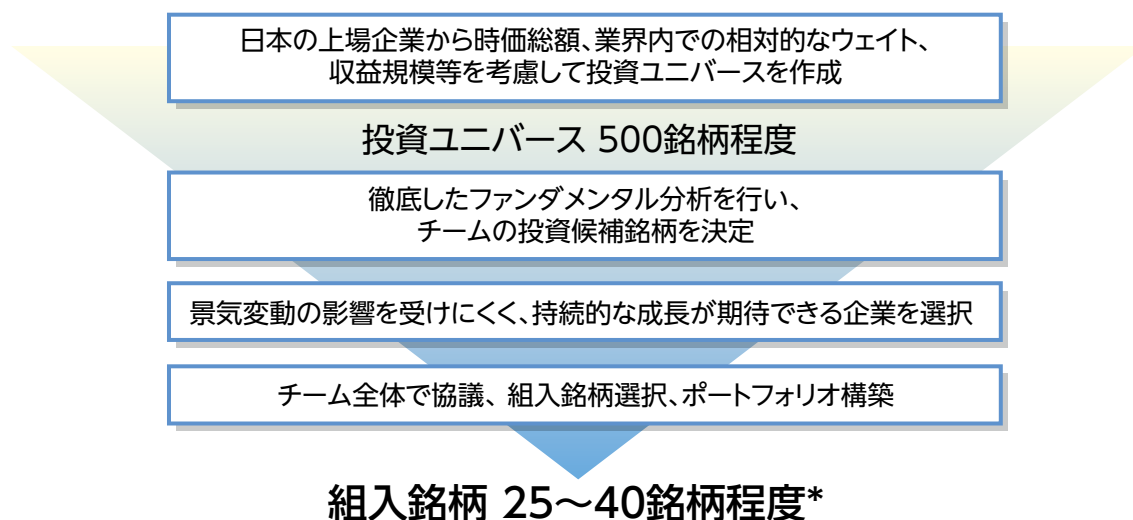
企業の自己資本(株主資本)に対する当期純利益(税引後純利益)の割合であり、投下した資本に対し、企業がどれだけの純利益を上げられるのかを示すものです。

上記は銘柄選択の基準を例示したものであり、実際に組入れられる銘柄が必ずしも上記すべての基準に当てはまるわけではありません。また、かかる基準は今後変更される場合があります。上記がその目的を達成できる保証はありません。

## 投資プロセス

本ファンドはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの日本株式運用チームが運用を行います。

日本株式運用チームは、500銘柄程度の投資ユニバースから、ボトムアップ手法により確信度の高い25～40銘柄程度\*まで組入銘柄を厳選します。

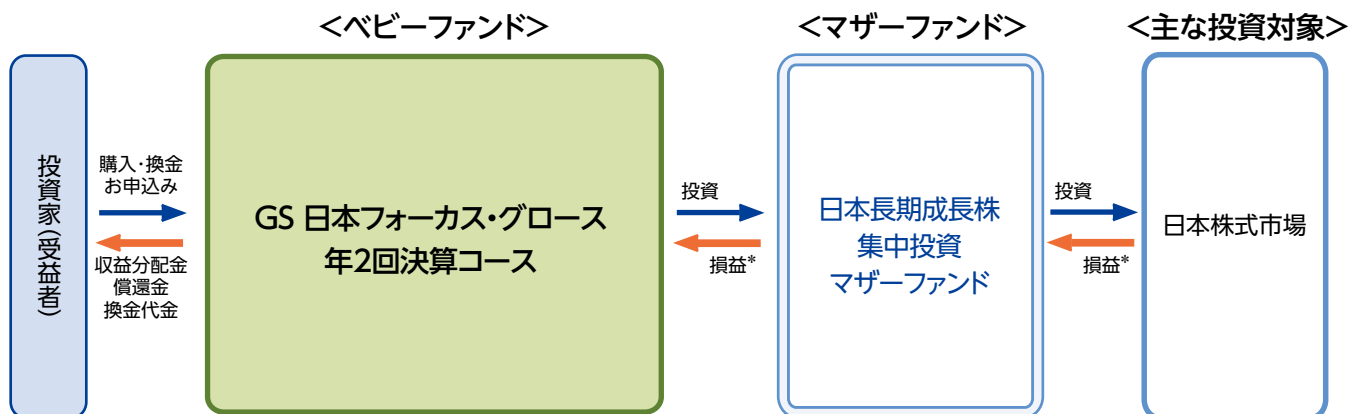


\* ただし、市場環境やその他の要因により今後変更する可能性があります。

上記がその目的を達成できる保証はありません。また、上記は変更される場合があります。

## ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



\* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

## ファンドの分配方針

原則として、年2回の決算時(毎年6月15日および12月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準や市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

## 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

### 主な変動要因



#### 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。



#### 集中投資リスク

本ファンドは、少数の銘柄に集中して投資を行いますので、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きいと考えられます。本ファンドの基準価額は、日本の株式市場全体の動きにかかわらずより大きく変動する可能性や、市場全体の動きとは異なる動きをする可能性があります。また、解約資金手当て等のために、本ファンドが投資する特定の銘柄を大量に売却しなければならなくなった場合に、市場動向や取引量の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。また、換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。

## その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

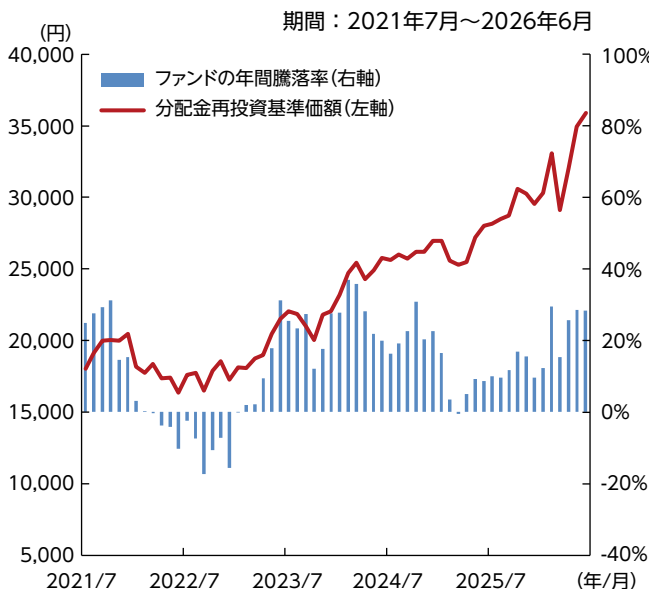
リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

## 参考情報

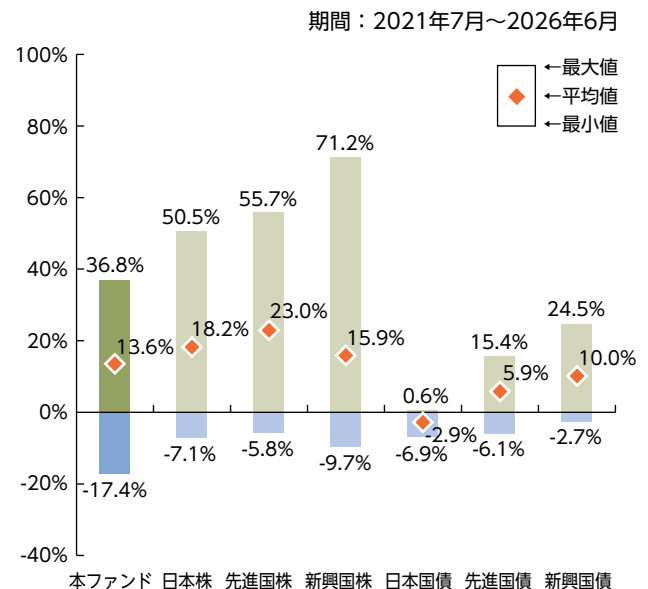
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### 本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

### 本ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

#### ● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

□東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます)は、MSCIの情報について一切の保証(独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます)およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

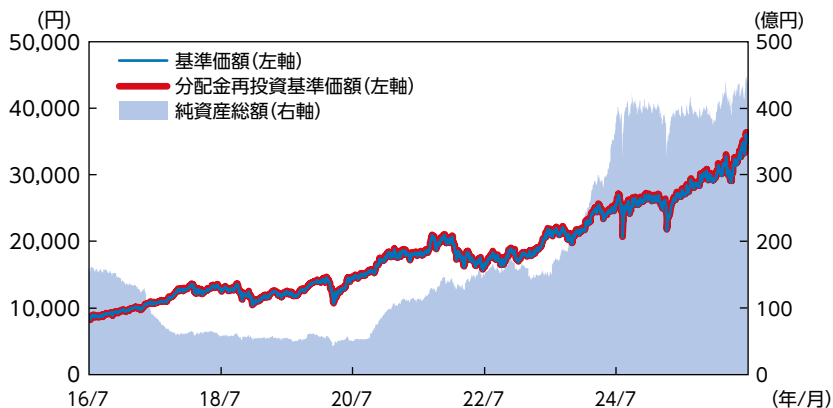
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2026年6月30日現在

## 基準価額・純資産の推移

2016年7月1日～2026年6月30日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

## 基準価額・純資産総額

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 35,596円 |
| 純資産総額 | 442.4億円 |

## 期間別騰落率(分配金再投資)

| 期間  | ファンド   |
|-----|--------|
| 1ヵ月 | 2.8%   |
| 3ヵ月 | 23.3%  |
| 6ヵ月 | 21.6%  |
| 1年  | 28.3%  |
| 3年  | 67.0%  |
| 5年  | 96.4%  |
| 設定来 | 258.7% |

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

| 決算日 | 24/6/17 | 24/12/16 | 25/6/16 | 25/12/15 | 26/6/15 | 設定来累計 |
|-----|---------|----------|---------|----------|---------|-------|
| 分配金 | 0円      | 0円       | 0円      | 0円       | 0円      | 80円   |

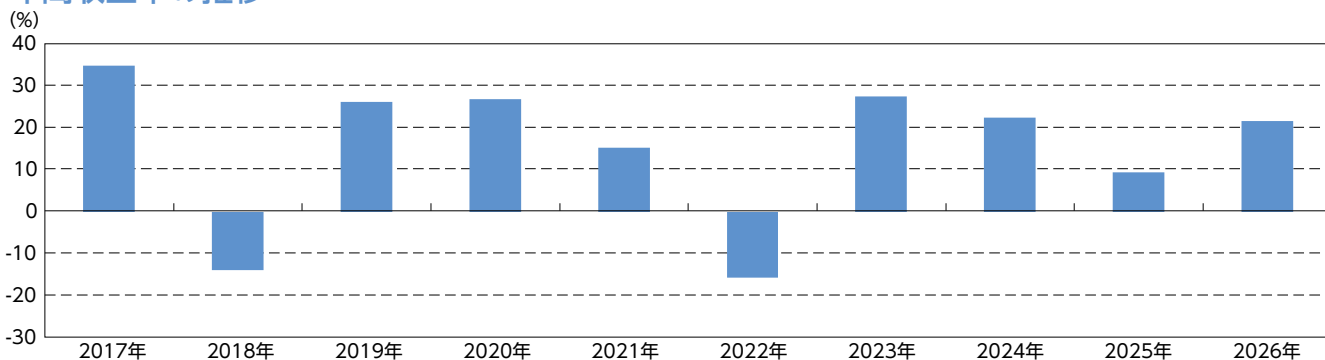
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

### 組入上位銘柄

|    | 銘柄名               | 業種    | 比率   |
|----|-------------------|-------|------|
| 1  | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業   | 5.7% |
| 2  | みずほフィナンシャルグループ    | 銀行業   | 5.5% |
| 3  | キーエンス             | 電気機器  | 5.3% |
| 4  | ダイフク              | 機械    | 5.0% |
| 5  | SCREENホールディングス    | 電気機器  | 4.6% |
| 6  | アシックス             | その他製品 | 4.1% |
| 7  | テルモ               | 精密機器  | 4.0% |
| 8  | HOYA              | 精密機器  | 3.9% |
| 9  | イビデン              | 電気機器  | 3.9% |
| 10 | 良品計画              | 小売業   | 3.9% |

## 年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 本ファンドにベンチマークはありません。
- 2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

## お申込みメモ

|                                                                                             |                    |                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <br>購入時    | 購 入 単 位            | 販売会社によって異なります。                                                                                                                             |
|                                                                                             | 購 入 価 額            | 購入申込日の基準価額                                                                                                                                 |
|                                                                                             | 購 入 代 金            | 販売会社が指定する日までにお支払いください。                                                                                                                     |
| <br>換金時    | 換 金 単 位            | 販売会社によって異なります。                                                                                                                             |
|                                                                                             | 換 金 価 額            | 換金申込日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。<br>※信託財産留保額については、次頁をご覧ください。                                                                                 |
|                                                                                             | 換 金 代 金            | 原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。                                                                                            |
| <br>申込について | 申 込 締 切 時 間        | 毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。<br>※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。                                        |
|                                                                                             | 購入の申込期間            | 2026年9月16日から2027年3月15日まで<br>(申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)                                                                      |
|                                                                                             | 換 金 制 限            | 本ファンドの資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり1億円以上の大口の換金は制限を設けることがあります。                                                                                      |
|                                                                                             | 購入・換金申込受付の中止および取消  | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。                                               |
| <br>その他  | 信 託 期 間            | 原則として無期限(設定日：2015年6月17日)                                                                                                                   |
|                                                                                             | 繰 上 償 還            | 受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には繰上償還となる場合があります。                                                                                                  |
|                                                                                             | 決 算 日              | 年2回(毎年6月15日および12月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)                                                                                                     |
|                                                                                             | 収 益 分 配            | 年2回(6月および12月)の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。                                                                                   |
|                                                                                             | 信託金の限度額            | 1,000億円を上限とします。                                                                                                                            |
|                                                                                             | 公 告                | 公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                      |
|                                                                                             | 運 用 報 告 書          | 年2回(6月および12月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。                                                           |
|                                                                                             | ス イ ッ チ ン グ        | スイッチング(乗換え)につきましては、販売会社にお問い合わせください。<br>※スイッチングの際には換金(解約)されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。                                              |
|                                                                                             | 課 税 関 係<br>(個人の場合) | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。<br>くわしくは、販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除が適用されます。 |

## ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|     |         |                                                                                                                                                                                             |             |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 購入時 | 購入時手数料  | <p>購入申込日の基準価額に、<b>4.4% (税抜4%)</b>を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。</p> <p>(くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)</p> <p>購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。</p> |             |
| 換金時 | 信託財産留保額 | <p>換金申込日の基準価額に対して</p> <p>信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。</p>                                                       | <b>0.1%</b> |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                                                                   |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                       |                   |    |  |  |  |                |      |                                                    |                       |      |                                                   |                       |      |                              |                       |
|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------|----|--|--|--|----------------|------|----------------------------------------------------|-----------------------|------|---------------------------------------------------|-----------------------|------|------------------------------|-----------------------|
| 毎 日                                                               | 運用管理費用<br>(信託報酬)                         | 純資産総額に対して                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                       | 年率1.683%(税抜1.53%) |    |  |  |  |                |      |                                                    |                       |      |                                                   |                       |      |                              |                       |
|                                                                   | 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 | <table><tr><td colspan="4">内訳</td></tr><tr><td rowspan="3">支払先の配分および役務の内容</td><td>委託会社</td><td>ファンドの運用<br/>受託会社への指図<br/>基準価額の算出<br/>目論見書・運用報告書等の作成 等</td><td>年率0.825%<br/>(税抜0.75%)</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>購入後の情報提供<br/>運用報告書等各種書類の送付<br/>分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等</td><td>年率0.825%<br/>(税抜0.75%)</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の管理<br/>委託会社からの指図の実行 等</td><td>年率0.033%<br/>(税抜0.03%)</td></tr></table> |                       |                   | 内訳 |  |  |  | 支払先の配分および役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用<br>受託会社への指図<br>基準価額の算出<br>目論見書・運用報告書等の作成 等 | 年率0.825%<br>(税抜0.75%) | 販売会社 | 購入後の情報提供<br>運用報告書等各種書類の送付<br>分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等 | 年率0.825%<br>(税抜0.75%) | 受託会社 | ファンドの財産の管理<br>委託会社からの指図の実行 等 | 年率0.033%<br>(税抜0.03%) |
|                                                                   | 内訳                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                       |                   |    |  |  |  |                |      |                                                    |                       |      |                                                   |                       |      |                              |                       |
| 支払先の配分および役務の内容                                                    | 委託会社                                     | ファンドの運用<br>受託会社への指図<br>基準価額の算出<br>目論見書・運用報告書等の作成 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 年率0.825%<br>(税抜0.75%) |                   |    |  |  |  |                |      |                                                    |                       |      |                                                   |                       |      |                              |                       |
|                                                                   | 販売会社                                     | 購入後の情報提供<br>運用報告書等各種書類の送付<br>分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 年率0.825%<br>(税抜0.75%) |                   |    |  |  |  |                |      |                                                    |                       |      |                                                   |                       |      |                              |                       |
|                                                                   | 受託会社                                     | ファンドの財産の管理<br>委託会社からの指図の実行 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 年率0.033%<br>(税抜0.03%) |                   |    |  |  |  |                |      |                                                    |                       |      |                                                   |                       |      |                              |                       |
| ※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。 |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                       |                   |    |  |  |  |                |      |                                                    |                       |      |                                                   |                       |      |                              |                       |
|                                                                   | 信託事務の諸費用                                 | 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                       |                   |    |  |  |  |                |      |                                                    |                       |      |                                                   |                       |      |                              |                       |
| 随 時                                                               | その他の費用・手数料                               | 有価証券売買時の売買委託手数料等<br>上記その他の費用・手数料はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                       |                   |    |  |  |  |                |      |                                                    |                       |      |                                                   |                       |      |                              |                       |

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期               | 項 目           | 税 金       |                                      |
|-------------------|---------------|-----------|--------------------------------------|
| 分配時               | 所得税および<br>地方税 | 配当所得として課税 | 普通分配金に対して20.315%                     |
| 換金(解約)時および<br>償還時 | 所得税および<br>地方税 | 譲渡所得として課税 | 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)<br>に対して20.315% |

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2026年9月15日現在のものです。

### 少額投資非課税制度〔愛称：NISA(ニーサ)〕をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.69%     | 1.67%      | 0.02%     |

- 対象期間は2025年12月16日～2026年6月15日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。